

令和3年度 第2回八戸市地域包括支援センター運営協議会 議事録

- 日 時 令和4年2月9日（水）14時から14時45分まで
- 場 所 WEB会議による開催（Google Meet）
- 出席委員 小倉 和也 会長、李澤 隆聖 副会長、松川 充 委員、澤口 公孝 委員、高橋 薫 委員
※小柳 達也 委員、古戸 良一 委員、荒川 繁信 委員は欠席
- 事務局 池田 和彦 福祉部長兼福祉事務所長、鈴木 伸尚 福祉部次長兼障がい福祉課長、館合 裕之 高齢福祉課長、原 栄子 参事兼地域包括支援センター所長、鈴木 哲 副参事（高齢福祉 GL）、沼口 幸広 主幹、松井 純 主査兼介護支援専門員、山口 誠 主査兼社会福祉士、柏崎 雄介 主査兼社会福祉士

次第1. 開会

■司会

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、令和3年度 第2回 八戸市地域包括支援センター運営協議会を開会いたします。

本日は小柳委員、古戸委員、荒川委員が欠席されておりますが、委員8名中5名の方が出席で、過半数以上の出席となっておりますので、「八戸市地域包括支援センター運営協議会設置要綱」第7条のとおり、会議が成立することをご報告いたします。

それでは、議事に入りますので、ここからは、小倉会長に進行をお願いいたします。

次第2. 議事

■会長

皆様、本日はお忙しいところご出席くださりまして、ありがとうございます。これより、議事に入らせていただきます。

本日は、事務局より5件の議事が提出されております。はじめに、（1）令和4年度 八戸市地域包括支援センター運営方針について、事務局より説明をお願いいたします。

（1）令和4年度 八戸市地域包括支援センター運営方針について

■事務局

それでは、令和4年度八戸市地域包括支援センター運営方針について、説明させていただきます。資料1の1枚目をご覧ください。

こちらには、運営方針の法的根拠が記載されております。根拠条文等に記載しておりますように、介護保険法及び介護保険法施行規則、「地域包括支援センターの設置運営について」の通知に基づき、直営型、委託型併せた地域包括支援センターの運営方針を定めております。

次のページをご覧ください。

ここからは、具体的な運営方針となります。運営方針案の1から10の項目については、介護保険法施行規則で示されている内容のほか、市として重点的に取組を進めたい、介護予防の推進と認知症総合支援事業の推進についての方針を加えております。

まず、運営方針の1は、第8期高齢者福祉計画の施策としても位置づけられております

「地域包括ケアシステムの構築」について記載しております。

運営方針の2は、基幹型センターである市の地域包括支援センターと12の生活圏域に設置している高齢者支援センターの役割や、両センターが定期的に打合せ等を行うことにより、情報共有に努め、連携して効率的に業務を行うとともに、事業運営に関する点検・評価を実施することで、業務水準の向上及び効果的な事業運営を行うことを記載しております。

運営方針の3については、記載のとおり、様々な機会を通じて、ネットワーク構築に努めることとしております。

運営方針の4の介護予防の推進については、コロナ禍で高齢者の活動量の低下が懸念されますので、引き続き取り組んでまいります。

運営方針の5は、現在、市の地域包括支援センターに5人、高齢者支援センターに24人配置している、認知症施策の推進役である認知症地域支援推進員を中心に、関係機関との連携や認知症の人やその家族への支援を行うことを掲げております。

運営方針6の地域ケア会議の運営については、コロナ禍で参集が困難な状況でもありますが、地域の関係者や専門職とのネットワークづくりにもつながる貴重な会議ですので、WEB開催も取り入れ、引き続き推進してまいります。運営方針の1から10の項目については、介護保険法施行規則で示されている内容のほか、市として重点的に取組を進めたい、介護予防の推進と認知症総合支援事業推進についての方針を加えております。

次のページをご覧ください。

運営方針7～10については、資料をご覧ください。

また、目標とする活動指標については、運営方針10の下の表のとおりで、例年と同じ内容、数値としております。

以上で、令和4年度八戸市地域包括支援センター運営方針（案）についての説明を終わらせていただきます。

■会長

ただ今の説明に対して、ご意見・ご質問はありませんでしょうか。

ご意見がなければ、令和4年度八戸市地域包括支援センター運営方針について、承認することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

■会長

それでは、令和4年度八戸市地域包括支援センター運営方針について、事務局案のとおり承認することといたします。

(2) 令和3年度 地域包括支援センターの事業評価について

■会長

次に、(2) 令和3年度 地域包括支援センターの事業評価について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局

それでは、令和3年度地域包括支援センターの事業評価について、説明させていただきます。資料2の1枚目をご覧ください。

事業評価は、地域包括支援センター自らがその取組を振り返るとともに、設置者である市町村がセンターの運営や活動に対する点検や評価を実施し、評価を踏まえた事業の質の向上を図ることが重要なことから、平成29年の介護保険法改正により、実施が義務付けられたもので、平成30年度から実施されております。また、事業評価の指標は全国で統一されていることから、全国的な傾向と比較することが可能となっております。

この度、八戸市の評価と12か所の高齢者支援センターの評価、全国及び県内の平均が公表されましたので、ご報告いたします。

まず、評価指標についてですが、指標は市町村とセンターとで数や内容が異なるものとなっております。ここでいうセンターとは、委託型地域包括支援センターのことで、当市では高齢者支援センターのことを意味します。

市町村指標は 59 項目、センター指標は 55 項目あり、どちらも組織運営体制等、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域ケア会議、介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援、事業間連携(社会保障充実分)に分かれております。指標の詳細については、資料の別添 1 をご参照ください。

次に①の八戸市と全国市町村平均の比較ですが、八戸市は、組織運営体制等から事業間連携の全てにおいて全国市町村の平均を上回っております。

②は県内センターと全国センター平均の比較ですが、県内センター平均は、組織運営体制等以外は、全国平均以上となっております。

③は県内センター平均と市内 12 センターとの比較ですが、組織運営体制等と総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援は、全センターが県平均を上回っております。地域ケア会議、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援は 12 センター中 11 センター、事業間連携は 12 センター中 10 センターが県平均を上回っております。

次のページをご覧ください。

④は全国センター平均と市内 12 センターとの比較ですが、組織運営体制等と総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域ケア会議は、全センターが全国平均を上回っております。介護予防ケアマネジメント・介護予防支援は 12 センター中 11 センター、事業間連携は 12 センター中 10 センターが平均を上回っております。

全てのセンターがほぼ県内平均と全国平均の数値を上回っていますが、その中で数値が低くなっている指標の要因としましては、組織運営体制等では、保健師の代わりに看護師を配置していること、地域ケア会議では、センター主催の地域ケア会議において、地域課題の検討ができなかったこと、事業間連携では、認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有が、会議の開催時期に事例がなかったためにできなかったことで低くなっております。

事業評価を行うことで不十分な点が明らかになり、それを改善することが八戸市及び各センターの事業の質の向上、機能強化につながります。今年度から、認知症初期集中支援事業において、事業の対象となる事例のないセンターもチーム員会議に参加し情報共有を図るなど、既に新たな取組も始めておりますので、今後も事業評価を実施・活用し、センター事業の質の向上、機能強化を図って参ります。

以上で、令和 3 年度 地域包括支援センターの事業評価についての説明を終わらせていただきます。

■会長

ただ今の説明に対し、ご意見・ご質問はありませんか。

(異議なしの声)

■会長

それでは、令和 3 年度 地域包括支援センターの事業評価について、了承することといたします。

(3) 地域ケア会議について

■会長

次に、(3) 地域ケア会議について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局

それでは、地域ケア会議について、説明いたします。資料 3-1 をご覧ください。

まず、1 地域ケア会議の概要についてですが、地域ケア会議は、高齢者を取り巻く様々な課題について、関係者間で検討を行うことを通じ、地域に共通する課題を共有し、その

解決を図るとともに、関係者間でのネットワークの構築や新たな社会資源の開発などを行うことを目的に開催するものです。

開催規模や範囲、会議が有する機能によって、個別会議、圏域会議、推進会議の3つに区分されます。

資料では、図でお示ししておりますが、図の一番左下にある（黄色の）部分が個別会議になります。

個別会議は、より実務者レベルの関係者が参加し、個別ケースに関する検討を行うことで、個別課題の解決を行う機能を持っています。

次に、図の真ん中の（薄いオレンジ色の）部分が圏域会議になります。

圏域会議は、日常生活圏域ごとに開催するもので、その地域における課題について検討を行うことで、関係者間でのネットワークの構築や、地域課題を発見し明確化する機能を持っています。

そして、図の右上の（オレンジ色の）部分が推進会議になります。

推進会議は、八戸市全体として開催するもので、各団体の代表者レベルの方々に参加いただき、各圏域会議で協議された地域課題を踏まえて、地域全体に関する課題の検討を行うことで、地域づくりや社会資源の開発、政策形成を行う機能を持っています。

なお、本日の運営協議会は、この推進会議に位置付けて開催しております。

続いて、2今年度における地域ケア会議の開催状況ですが、令和3年12月末時点での個別会議、圏域会議の開催状況をお示ししております。

大まかな内容に区分しますと、介護保険などのサービスに関するものが33回、認知症や精神疾患に関するものが20回、地域における集いや見守りに関するものが9回、合計で62回開催しております。

資料の裏側をご覧ください。次に、3主な会議のテーマや検討内容等についてですが、実際に開催された内容の一例を紹介しております。

まず、個別会議についてですが、サービスに関する内容では、「生活の質の改善の可能性に焦点を当てたケアマネジメント」というテーマで、鬱病からくる身体症状の訴えや介護度に合わせたサービス内容等について検討が行われ、今後の支援として、まずは本人の気持ちを傾聴すること、また専門職によるリハビリ内容の評価や医療連携、口腔ケア等の必要性について意見が出されているものがありました。

他にも、介護保険サービス内容の見直しだけでなく、より専門性の高いサービスの導入の検討やインフォーマルサービスや家族、地域による支援の検討など幅広く話し合われています。

また、認知症や精神疾患に関する内容では、「精神疾患による気持ちの浮き沈みから不規則な生活にある一人暮らしの方の支援」というテーマで、精神疾患の方のかかわり方や地域へ繋げる支援方法について検討が行われ、今後の支援として、ケアマネジャーによる声掛けや受診同行等の支援の必要性や見守りネットワークの活用や集いの場づくりといった身近な地域で本人を支えていくことの必要性について意見が出されているものがありました。

他にも、本人の現在の生活を大切にしつつ、身近な地域で必要な支援を確保するためにはどのようにしたら良いかという視点での事例検討が行われております。

見守りに関する内容では、「介護保険サービスにつながらない独居高齢者の支援」というテーマで、高齢者が一人で自立した生活を維持していくためにはどのようにしたら良いか、また、家族等が遠方にいる中で急変時に速やかに発見するための方法について検討が行われ、今後の支援として、インフォーマルなサービスなども活用し、普段の様子の変化に気づける目を増やしていくことや健康診断等で普段から健康管理ができる環境を作ることなどが話し合われていました。

次に、圏域会議についてですが、圏域会議は8回全て、地域における集いや見守りに関する内容で開催されています。

開催テーマはコロナ禍、コロナ後における介護予防のあり方や地域の見守り体制の構築、地域高齢者の集いの場やこれからの地域づくりについてなど、それぞれ地域の現状や抱え

る課題を踏まえたテーマで開催されています。

今後の取組においても、介護予防教室に興味を持ってもらえるような新たなネーミングの検討や圏域会議や集いの場を活用した情報共有など、実施に向けた具体的な提案がなされていたり、見守りネットワークの立ち上げや集いの場づくりの実現に向けた合意形成がなされていたりと、高齢者支援センターが中心となって、地域との信頼関係を形成し、その地域の実情に合わせた話し合いがなされています。

資料3-2、3-3につきましては、豊崎地区の圏域会議で話し合われていた見守りネットワークと、小中野・江陽地区の圏域会議で活用されていた通いの場一覧表に関する参考資料となっております。

資料3-2の見守りネットワークにつきましては、これまでも取り組んできているものではありませんが、引き続き地域の協力を得ながら推進していくために、チラシを作成し民生委員児童委員協議会会長会等で説明させていただいております。

それぞれの地域に既にあるネットワークを最大限活用し、特定の支援者に負担が偏らないよう、各地域の実情に合わせた見守り体制の構築を進めていければと考えております。

資料3-3の通いの場マップにつきましては、生活支援体制整備事業の中で取り組んでいるものですが、市では高齢者の通いの場の創出を推進してきました。

その一方で高齢者サロンなど既存の通いの場との整理が課題となっていました。

その中で、昨年8月、国によって通いの場の範囲が明確化されたことを踏まえて、市でも別紙1のとおり通いの場の範囲を明確化しました。

さらに、それらの情報を地区ごとにマッピングすることで、情報の整理と通いの場を的確に創出していくための空白地帯の把握に活用することを目的に取り組んでいるものです。別紙2でお示ししているものが、完成のイメージになります。

この場での詳細な説明は割愛させていただきますので、後程ご覧いただければと思います。

また、これらの他、南郷地区で集いの場の実現に向けて話し合われていたことと関連し、今年度、東地区及び南郷地区において、住み慣れた地域での生活を考えるワークショップの開催を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となっております。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況を見つつ、開催に向けて検討していければと思います。

以上で地域ケア会議の説明を終わります。

■会長

ただ今の説明に対し、ご意見・ご質問はありませんか。

■事務局

事務局からよろしいでしょうか。高橋委員から事前質問をいただいておりますので、お答えいたします。

質問の内容といたしましては、「通いの場のホットサロンが306回というのは1年間でこんなにあるのか、コロナ禍でもやったということなのか」という内容でご質問いただいております。

具体的には、資料3-3の別紙1で、八戸市における通いの場の範囲を整理したものとしてお示しした資料に記載してある、高齢者ほっとサロンの活動回数の事になるかと思いますが、これは令和2年度の実績値を記載しておりますので、実際に開催された高齢者ほっとサロンの回数となります。

なお、令和元年度は633回の開催でしたので、全てのサロンがコロナ前と同じように活動を再開したわけではないかと思いますが、コロナ禍においても、感染状況に配慮しつつ、感染対策を十分に行いながら、できる方法で工夫しながら活動を行っている状況です。

また、見守りネットワークに関して、「町内見守りも限界があると思う。町内の民生委員も悩んでいる人がいるので」との御意見もいただいておりますが、高橋委員のおっしゃる通り、高齢者の見守りを民生委員だけで行っていくことは大変難しい状況にあります。

特にこのコロナ禍においては、人と人との接触を抑える必要があり、そのことがよりいっそう見守りが困難な状況につながっている面もあるかと思っております。

市といたしましては、資料3-2でお示しした見守りネットワークに関するチラシなどを活用し、既存の見守り体制を活用しながら、特定の方へ負担が偏らない、その地域にあった見守り体制を整えることを提案するほか、地域ケア会議圏域会議などの場を活用して、地域の方々との情報共有や意見交換を行いながら、それぞれの地域の実情に合わせた見守り体制の構築や強化を図っていければと考えております。

以上で、事前質問への回答を終わります。

■会長

その他、ご意見・ご質問はありませんか。

(異議なしの声)

■会長

それでは、地域ケア会議について、了承することといたします。

(4) 高齢者支援センターの運営について

■会長

次に、(4) 高齢者支援センターの運営について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局

それでは、高齢者支援センターの運営について、説明させていただきます。資料4をご覧ください。

八戸市で高齢者支援センターを設置して今年度で4年目になりますが、今後もセンターを安定して運営できるように改めた部分がありますので、この場でご報告したいと思います。

一つ目の委託料についてですが、センターの配置職員数は、担当する圏域の高齢者人口に応じて人数を定め、その人数に合わせて委託料を算定しています。これまでは市の予算の作成時期が10月であるため、9月30日時点の高齢者人口を基に額を算定し、翌年度の委託料としていました。

しかし、高齢者人口の増加により、4月1日時点で職員数が不足する状況が見られましたため、財政課と協議し、高齢者人口の増加分を見込んだ多め額で予算を確保しておき、2月末時点の高齢者人口で委託料を算定し、さらに4月1日時点でも職員が不足していた場合は、年度途中でも委託料を増額できるように改めました。

二つ目の欠員発生時の対応についてですが、センターの職員は3職種の常勤職員の配置が基本ですが、常勤職員の欠員により、3職種の常勤職員の補充が困難な法人が複数見受けられるため、センターを安定して運営できるように、表のような条件で代替職員を配置することによって、センターの運営を継続できるようにしたいと考えております。

三つ目のセンターの職員配置についてですが、介護人材不足の影響から、法人内の組織体制の見直しにより、高齢者支援センターに配置する職員の人員に苦慮し、センターの運営が困難になる法人が見られました。

高齢者支援センターが存続できなければ、地域住民への影響が大きく、また新たな運営法人を公募することも事務手続き上困難なため、センターの職員配置について、最低限、指定介護予防支援事業所の基準である常勤の管理者と、1人以上の介護予防支援担当職員を配置していれば、3職種を揃える努力を続けることを前提に、当面の間、センターの運営を継続可能としました。

高齢者支援センターは3職種を配置することが基本ですので、二つ目、三つ目については、長期間このような状況が続くことは好ましくありませんが、人員確保が難しい昨今の現状を踏まえ、一定期間欠員状態を容認し、運営状況を見極めながら対応していきたいと思っております。

以上のように改め、センターの運営を安定して継続できるようにして参りたいと考えております。以上で説明を終わります。

■会長

ただ今の説明に対し、ご意見・ご質問はありませんか。

■事務局

事務局からよろしいでしょうか。李澤副会長から事前質問をいただいておりますので、お答えいたします。

質問の内容といたしましては、「2の項目で職種については以前より緩和されたということでしょうか？」という内容でご質問いただいております。

国の配置基準は変わりありませんが、以前、国へ照会したところ、配置基準を満たさない状況が一時的に発生した場合でも、センターの運営が滞ることがなければ、一時的に代替職員を配置するなどして、運営することは許容できるとのことでした。

そこで、高齢者支援センターの運営法人の代表者で構成された法人代表者会議にて、令和元年度に、職種・勤務時間・給与については今回同様、常勤職員の欠員猶予期間は1年と説明させていただいておりますが、その後も職員の補充に苦慮する法人が複数あり、現在も3か所のセンターで職種や人数が不足している状況です。

そのため、1年という期限を定めず、運営内容に特に問題が見られなければ、柔軟に対応し、引き続き代替職員についても委託料の対象として、センター運営にかかる負担を軽減したいという内容です。

他に、「3の項目の文章の中で、新たな運営法人を公募することも困難なためとありますが、今現在そういう状況になっているのでしょうか？」という内容でご質問いただいております。

現在は公募をしなければならないという状況ではありませんが、職員の配置に苦慮する法人がありましたため、今後そのような状況になることもあり得と考えています。

■副会長

来年度、契約の時期じゃなかったかなと思ひまして。そのときにはまた公募するんでしょうけど、そのときに12か所が揃わない場合も予想していらっしゃるのでしょうか。

■事務局

お答えが難しいですが、そうならなければいいなと考えております。

■副会長

はい、分かりました。以上です。

■会長

その他、ご意見・ご質問はありませんか。

■事務局

事務局からよろしいでしょうか。高橋委員からも事前質問をいただいておりますので、お答えいたします。

質問の内容といたしましては、「町内の地域（吹上）で高齢者支援センターは、八戸市医師会になっています。その存在をあまり知らないと思うので他地域も含めてその周知を回覧板で回したり、もっと町内会を活発にしてい見守り隊にならなければと思います。」という内容でご質問いただいております。

周知方法については、これまでに市ホームページや広報に掲載したほか、センターの概要を記載したパンフレットを高齢福祉課窓口や市内の公共施設などに設置し、介護保険サービス事業者、町内会に配布しております。また、センターについての説明を希望するところには出向いて説明をすることとしており、これまで老人クラブ連合会や民生委員児童委員の地区会長会、市営住宅新規入居者、八戸警察署等において実施しております。

高齢者支援センターの情報が掲載されたものとして、認知症がある方とその家族の向けに配布している「認知症たすけるすけ」のパンフレットや「高齢福祉サービスのご案内」のリーフレットをこれまで全戸配布したほか、「わが家の健康カレンダー」は毎年全戸配布しているところです。

さらに、各高齢者支援センターにおいても、周知用のパンフレットを独自に作成し、担当する圏域の地域住民及び関係機関に配布しているほか、民生委員や町内会、地区社会福祉協議会などと連携し、高齢者支援に取り組んでおります。

ただ、第8期の高齢者福祉計画策定時、令和元年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、高齢者支援センターも含めた地域包括支援センターの認知度は27.6%でしたので、今回いただいたご意見を高齢者支援センターと共有し、今後も機会を捉え、より一層、高齢者支援センターの周知に努めて参ります。

■会長

その他、ご意見・ご質問はありませんか。

(異議なしの声)

■会長

それでは、高齢者支援センターの運営について、了承することといたします。

(5) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について

■会長

次に、(5) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局

それでは、資料5「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について」をご覧ください。

本件は、「八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」に基づき、指定介護予防支援の一部を委託する場合に、中立性及び公正性の確保を図る必要があるため、承認をいただくものです。

本日は、「1. 委託事業所」に記載しております事業所につきまして、ご審議をお願いしたく存じますが、既に委託契約を締結しておりますので、事後承認をいただけますようお願いいたします。

「松実会指定居宅介護支援事業所」につきましては、当市に住民登録がある要支援認定者が、岩手県滝沢市の家族宅で一時的に暮らす間、当該地域で介護サービスを利用したいとの申し出があったため、同事業者へ業務を委託し、介護予防ケアマネジメントを行うものです。

受託業務を実施する介護支援専門員は1名、勤務形態は常勤・専従、予防プラン作成経験年数は11年となっております。

「りあんサポート」につきましては、当市に住民登録がある要支援認定者が、東京都足立区の家族宅で一時的に暮らす間、当該地域で介護サービスを利用したいとの申し出があったため、同事業者へ業務を委託し、介護予防ケアマネジメントを行うものです。

受託業務を実施する介護支援専門員は1名、勤務形態は常勤・専従、予防プラン作成経験年数は2年となっております。

「医心館居宅介護支援事業所八戸」につきましては、高齢者支援センター修光園が同事業者へ業務を委託し、介護予防ケアマネジメントを行うものです。

受託業務を実施する介護支援専門員は2名、勤務形態は常勤・兼務の職員が1名、非常勤・専従の職員が1名、予防プラン作成経験年数は、常勤・兼務の職員が9年、非常勤・専従の職員が0年となっております。

以上で説明を終わります。

■会長

ただ今の説明に対し、ご意見・ご質問はありませんか。

■事務局

事務局からよろしいでしょうか。高橋委員から事前質問をいただいておりますので、お答えいたします。

質問は二つありまして、まず一つ目は、「八戸市に住民票があるからこういう流れになる

のか。逆のパターンも事例があるのか。予防ケアだが介護が必要になり、重くなって行くとき、不都合はないのか。」という内容でご質問いただきました。

介護保険では、要介護1～5の方は、ケアマネジャーのいる事業所である居宅介護支援事業所と直接契約することになっています。これに対して、要支援者及び総合事業対象者は原則として、住所地の地域包括支援センターが担当します。よって、今回のケースのように利用者が要支援等で他市町村に居所がある場合は、当地に所在する居宅介護支援センターにケアマネジメント業務を委託します。

逆のパターンも考えられますが、地域包括支援センターは仲介することはないことから、把握しておりません。

また、要支援者が要介護の認定を受けた場合は、先ほど申しあげたとおり、利用者と居宅介護支援事業所との直接契約となります。なお、制度上、住宅改修や地域密着型サービス等、サービス利用に制限もあることから、お問い合わせに対してその旨説明し、住所を移していただくことを提案しております。

もう一つの質問として、「修光園が医心館に委託するというのはどういうことなのか？修光園ではできないからなのか。」という内容でご質問いただきました。

これに関しましては、医心館居宅介護支援事業所八戸は、有料老人ホームである「医心館八戸」に併設している居宅介護支援事業所です。

当該ホームは主に終末期ケアを必要としている入居者を受け入れしている集合住宅であり、居宅介護支援事業所の利用者は当該ホーム入居者が中心となっております。

今回のケースでは、当該居宅介護支援事業所の利用者の要介護度が要介護から要支援になったことから、本人の希望を考慮し、当該事業所へケアマネジメント業務を委託したものです。

■会長

その他、ご意見・ご質問はありませんか。

(異議なしの声)

■会長

それでは、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者について、承認することといたします。

議事は以上ですが、その他何かございますでしょうか。

ないようですので、これもちまして議事を終了し、進行を事務局へお返しいたします。

次第3. 閉会

■事務局

ご審議ありがとうございました。今年度の協議会は、今回を持ちまして終了の予定となっております。本日は、お忙しい中ありがとうございました。

来年度は、高齢者支援センターの契約が終了になるため、新たに運営法人を公募する年になります。そのための選考方法等を審議していただくことになる予定ですので、その際はよろしく願いいたします。

本日は、お忙しい中ありがとうございました。

■司会

これもちまして、令和3年度 第2回 八戸市地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。委員の皆様、本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。